介護予防のために健康診査を受けましょう!

～介護予防事業が利用できます～

今年度から基本健康診査時に、65歳以上の人を対象に「介護予防のための生活機能評価」を実施し、生活習慣病予防だけでなく介護予防に役立つ健診を行なっています。

介護予防健診は、生活機能に関する問診や基本健康診査の結果などから、医師が介護予防の必要性について総合的に判断し、助言・指導を行うものです。介護予防事業の利用が望ましいと診断された人は、介護予防のための事業や教室を利用することができます。

いつまでもいきいきとした生活が続けられるように介護予防健診を受診し、健康の状態を確認しましょう。

介護予防事業への参加までの流れ

健康診査の結果から

- 健康診査で生活機能の低下がみられた人
- 介護保険の要介護認定で非該当になった人
- 本人、家族、主治医などから相談があった人

が介護予防事業への参加が必要かどうか判定されます。

介護予防プランの作成

介護予防事業への参加が必要と判定された人が事業への参加を希望すれば、生活状況や健康状態を把握し、課題を分析した上で、地域包括支援センターが介護予防プランを作成します。

介護予防事業の種類 ～早期発見で介護予防に取り組みましょう～

運動器の機能向上

高齢者向けの筋力・バランス・身体機能を高める運動をします。

- 筋力向上トレーニング事業(筋力若返り教室)
- 理学療法士訪問事業
- 介護予防デイサービス(運動器機能向上プログラム)
- 転倒骨折予防教室

口腔機能(口の働き)の向上

口と歯の機能(飲み込み・噛み合わせ)を改善する相談や学習をします。

- 歯科衛生士訪問事業
- 歯科衛生士相談
- 介護予防デイサービス(口腔機能向上プログラム)

栄養改善

低栄養予防の改善のために食事の相談や学習をします。

- 管理栄養士、栄養士訪問事業
- 栄養士相談
- 低栄養予防の調理実習
- 介護予防デイサービス(栄養改善プログラム)

閉じこもり予防・認知症予防・うつ予防支援

閉じこもりがちな人に通所型の事業を、認知症予防・うつ予防支援が必要な人に訪問での相談支援をします。

- 保健師、看護師訪問事業
- 介護予防デイサービス(アクティビティプログラム)

問い合わせ先　保健福祉課(☎０８４８㊍６３５９FAX０８４８㊍５９３４)